

月刊基金

Monthly KIKIN 第60巻 第5号

5

MAY 2019

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



来島海峡大橋（愛媛県）
表紙イラスト 永吉 秀司

鳴門海峡、関門海峡と並び昔から海の難所として名高い来島海峡に架かる全長4kmの来島海峡大橋は、スレンダーな姿が美しい世界初の三連吊橋です。

広島県尾道市と愛媛県今治市を結ぶ瀬戸内しまなみ海道の最も四国側に位置し、瀬戸内海の絶景を楽しめる空中サイクリングの基点としてサイクリストの聖地ともいわれています。

CONTENTS

2

特別寄稿

日本の素晴らしい医療制度

医療法人平成博愛会 博愛記念病院 理事長 武久 洋三



5

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載118回

子宮筋腫 診断と管理の考え方

藤間病院（埼玉県）院長 清水 謙

6

保険者インタビュー

「健康経営銘柄」を5年連続で取得するなど、会社と健保組合が連携しコラボヘルスによる「健康経営」のトップランナーを実現

花王健康保険組合を訪ねて

10

審査委員長に伺いました。

審査を通して日本の医療保険制度を守っているという自負をもっています

神奈川県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長 田口 進

12

おたずねに答えて-Q & A-

15

クローズアップ ～支払基金の職員を紹介します～

職員パフォーマンスを最大限に発揮させる審査事務分担

～「実績の向上」「適正な審査」へ～

宮城支部審査業務部審査業務第2課 審査業務第2係第1班長 熊田 英明

16

保険請求の基礎知識

22

医療保険等の動き・マンスリーノート

24

支払基金における審査状況（平成31年1月審査分）

26

医療費の動向 診療報酬等確定状況（平成31年1月診療分）

28

支払基金が受託している医療費助成に係る事業内容の更新について

29

インフォメーション

基礎知識 保険請求の

今回は①「高気圧酸素治療を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について」②「経皮的動脈血酸素飽和度と呼吸器リハビリテーション料を併せて算定している場合について」③「歯周基本治療処置の算定について」④「加圧根管充填処置の算定について」⑤「同一傷病等での再入院に係る取扱い」を掲載します。

事例② 医科

経皮的動脈血酸素飽和度と呼吸器リハビリテーション料を併せて算定している場合について

診療報酬明細書 (医科入院外)				平成 31 年 4 月分 償還				1 医科 1 社保 1 単独 2 本外			
公費①				公費②				給付割合			
公費③				公費④				記号・番号			
氏名				1 男 3 昭 3 9 . 1 2 . 生				保険医の所在地及び名称			
職上の事由				(1) 慢性閉塞性肺疾患 (2) 慢性呼吸不全				診療開始日			
1 1 初診				72 × 1 回				(12) 再診料 72 × 1			
1 2 再診				72 × 1 回				(60) 経皮的動脈血酸素飽和度 30 × 1			
1 3 外来管理加算				72 × 1 回				(80) 呼吸器リハビリテーション料 (1) 1 単位 175 × 1			
1 4 診察時間外				72 × 1 回				【疾患名】慢性閉塞性肺疾患 治療開始日 31 年 3 月 12 日 実施日数 1 日			
1 5 休診日				72 × 1 回							
1 6 夜間・緊急				72 × 1 回							
1 7 その他				72 × 1 回							
1 8 在宅患者訪問診療				72 × 1 回							
1 9 その他				72 × 1 回							
2 0 検査				1 回 30							
2 1 画像診断				1 回							
2 2 その他				1 回 175							
請求点数				277				一部負担金額 円			
公費①								※高額療養費 円 ※公費負担点数① 点 ※公費負担点数② 点			
公費②											

経皮的動脈血酸素飽和度については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（以下、「通知」という。）の別添1に「呼吸器リハビリテーション料の所定点数には、区分番号「D200」から「D204」までに掲げる呼吸機能検査等、区分番号「D223」経皮的動脈血酸素飽和度測定及びその他のリハビリテーションに付随する諸検査及び呼吸機能訓練と同時にを行った区分番号「J024」酸素吸入の費用が含まれる。」と示されています。

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添1（抜粋）

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第7部 リハビリテーション

第1節 リハビリテーション料

H003 呼吸器リハビリテーション料

(1)～(2) 略

(3) 呼吸器リハビリテーション料の所定点数には、

区分番号「D200」から「D204」までに掲げる呼吸機能検査等、区分番号「D223」経皮的動脈血酸素飽和度測定及びその他のリハビリテーションに付随する諸検査及び呼吸機能訓練と同時にを行った区分番号「J024」酸素吸入の費用が含まれる。

(4)～(9) 略

本事例については、経皮的動脈血酸素飽和度と呼吸器リハビリテーション料(1)が併せて算定されています。当該検査の費用は、通知の「H003 呼吸器リハビリテーション料の(3)」に示されているとおり、呼吸器リハビリテーション料の所定点数に含まれることから算定できませんので、ご注意ください。

知識

診療報酬明細書 (医科入院外)				平成 31 年 4 月分 償還				1 医科 1 社保 1 単独 2 本外			
公費①				公費②				給付割合			
公費③				公費④				記号・番号			
氏名				1 男 3 昭 3 9 . 1 2 . 生				保険医の所在地及び名称			
職上の事由				(1) 慢性閉塞性肺疾患 (2) 慢性呼吸不全				診療開始日			
1 1 初診				72 × 1 回				(12) 再診料 72 × 1			
1 2 再診				72 × 1 回				(60) 経皮的動脈血酸素飽和度 30 × 1			
1 3 外来管理加算				72 × 1 回				(80) 呼吸器リハビリテーション料 (1) 1 単位 175 × 1			
1 4 診察時間外				72 × 1 回				【疾患名】慢性閉塞性肺疾患 治療開始日 31 年 3 月 12 日 実施日数 1 日			
1 5 休診日				72 × 1 回							
1 6 夜間・緊急				72 × 1 回							
1 7 その他				72 × 1 回							
1 8 在宅患者訪問診療				72 × 1 回							
1 9 その他				72 × 1 回							
2 0 検査				1 回 30							
2 1 画像診断				1 回							
2 2 その他				1 回 175							
請求点数				277				一部負担金額 円			
公費①								※高額療養費 円 ※公費負担点数① 点 ※公費負担点数② 点			
公費②											

高気圧酸素治療を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」については、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（以下、「診療報酬請求書等の記載要領」という。）の別表Iに示されています。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）（抜粋）

項番	区分	診療行為名称等	記載事項
324	J027	高気圧酸素治療	一連の治療における初回実施日及び初回からの通算実施回数（当該月に実施されたものを含む。）を記載すること。 (高気圧酸素治療の「1」を算定した場合) 減圧症又は空気塞栓が発症した月日を記載すること。 (高気圧酸素治療の「1」について、長時間加算を算定した場合) 高気圧酸素治療の実施時間を記載すること。

※ 「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。

※ 「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

本事例については、高気圧酸素治療（減圧症又は空気塞栓）が算定されています。

当該処置料を算定した場合は、診療報酬請求書等の記載要領の別表I〔項番324〕に示されているとおり、「一連の治療における初回実施日及び初回からの通算実施回数（当該月に実施されたものを含む。）」及び「減圧症又は空気塞栓が発症した月日」を「摘要」欄に記載することが必要となりますので、ご注意ください。

事例① 医科

高気圧酸素治療を算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について

